

令和4年度 第3期 論文式刑法試験問題

受験上の注意事項

- 1 監督者の指示がある前に、この問題を開くことを禁止します。
- 2 試験開始の合図により、解答を始めてください。この試験では、六法を貸与し、その使用を許可します。
- 3 試験開始の合図の後、印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、監督者に申し出てください。
- 4 解答は、答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。また、鉛筆は不可です。
- 5 試験時間は60分です。
試験開始後20分以内及び試験終了前5分間は、答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には、黙って手を挙げ、自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。
- 6 この問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 次のもの以外は机の上に置かないでください。
受験票、筆記具、時計（計算機能等のないものに限る。）、眼鏡。
受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、監督者が見やすい位置に置いてください。なお、上記以外のものについては、監督者の許可を得てください。
- 8 問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題用紙に限り認めます。
- 9 携帯電話等は、必ず電源を切って鞆等にしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験時間中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従ってください。
- 12 試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は、禁止します。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、監督者の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、合格の決定を取り消すことがあります。

〔刑 法〕

次の〔事例〕を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。

〔事例〕

1 甲（30歳・女性）は、Aデパートの化粧品売り場で店員として働いていたところ、令和3年4月1日頃、同棲中の乙（30歳・男性）が、甲の働く化粧品売り場で、高級化粧品数点を懐に入れるのを目撃したが、周囲を見回し、甲以外に、乙の行為に気付いている者がいなかったことから、乙を見逃すことにした。

その結果、乙は、甲以外の店員等に気付かれることなく、支払いをせずに前記高級化粧品数点を同所から持ち去り、それらを売って金に換えた。

2 同日、甲が帰宅すると、乙が、甲に対し、「大変金に困っている。君に黙っていて申し訳なかったのだが、今日、君や他の店員に気付かれないように、君の勤務先から高級化粧品を盗んだ。盗んだものを売ったけれど、大した金にならなかった。こうなったら、君が以前交際していた金持ちのBの家に忍び込んで、金目の物を盗んでくる。」と言い出した。

甲は、乙が苦しい状況にあるなら助けたいと思い、かつてBから渡されていたB方の合鍵を持っていたことから、乙にその合鍵を渡した。乙は、合鍵を渡されたことで、甲がBに密告したりしないだろうと思い、精神的に勇気づけられた。翌2日、乙は、B宅に赴き、前記合鍵を使って侵入しようとしたが、B宅の掃き出し窓が無施錠であることに気付いたため、前記合鍵を使用することなく、同掃き出し窓から侵入し、B方から現金10万円を盗んだ。

〔設問〕

〔事例〕における甲及び乙の罪責について、具体的事実を摘示しつつ論じなさい（特別法違反の点を除く）。

